

自立支援医療費（精神通院医療）の更新手続きを
予定されている方へ

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月1日から令和3年2月28日に有効期間が終了する全ての受給者を対象に、有効期間を1年間延長することとなりました。
- 有効期間を延長するにあたり、手続き等はなくても、現在、使用している受給者証の有効期間を読み替えるものとします。
- 有効期間を令和3年3月末以降に読み替えている場合、次の更新手続きは、有効期間の3か月間から可能になりますので、読み替えた有効期間内に必ず行ってください。
- 通常の手続きができる場合には、通常通り受け付けします。
この場合は「更新後の有効期間」と「次回、意見書要又は不要」等を明記した受給者証を発行します。
- 今回、意見書の提出が必要であるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、意見書が入手できない等により提出ができない場合も、申請があれば「延長後の有効期間」等を明記した受給者証を発行します。